

建設作業騒音・振動の規制のあらまし

瀬戸市環境課

瀬戸市では、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（県条例）により、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生させる作業を「特定建設作業」として指定し、騒音の大きさ、作業時間、作業期間等の規制が行われています。

特定建設作業を含む建設工事を施工しようとする者（元請け業者）は、市長に当該建設作業の実施を、作業開始の日の7日前（中7日前までなので実質8日前）までに届け出ることとされています。

なお、市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が著しく損なわれると認める場合には、建設工事の施工業者にその事態の除去に必要な騒音・振動の防止方法の改善等について勧告することなどができます。

1 規制対象地域

(1) 騒音規制法・振動規制法

都市計画法の「工業専用地域」を除く地域が規制対象となります。

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例

市内の全地域が規制対象地域とされています。したがって、工業専用地域についても、この条例の規制対象となります。

2 規制基準

規制の種別	地域の区分	基	準
基準値	①②③	騒音 85dB	振動 75dB
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

- (注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
3 ①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）
イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域
②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）
③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

3 建設工事に関する注意事項

- (1) 特定建設作業実施届出*は、建設工事を施工しようとする者が特定建設作業を開始する **7日前（中7日までなので、実質8日前）までに、市長に提出**してください。
(2) 当該特定建設作業が法及び条例の届出対象となる場合は、法による届出を行ってください。

- (3) 建設工事の実施にあたっては建設工事現場の周辺状況を十分調査し、できる限り低騒音・低振動の機械や工法を採用してください。
(4) 建設工事現場の周辺住民に対し、工事前に工事概要、期間、作業時間、騒音・振動防止対策、被害対策などの説明を行い、理解を得るよう努めてください。
(5) 建設工事現場には、苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法を表示するとともに、工事現場担当者は騒音・振動を監視し、苦情が発生した場合は誠心誠意を持って速やかに対応してください。
(6) 騒音・振動以外に粉じんなどが飛散するおそれがある場合は、その飛散を防止するため、散水や覆いなどを随時行ってください。
(7) **解体作業を伴う場合、浄化槽・し尿くみ取り便槽の最終清掃チェックシート*を特定建設作業開始日までに窓口に直接持ち込み、メールもしくはFAXにて市環境課へご提出ください（作業に伴い浄化槽やし尿くみ取り便槽を廃止する場合、槽の最終清掃を行う必要があります。）。**

* 届出様式及びチェックシートは市ホームページから入手できます。また浄化槽・し尿くみ取り便槽の最終清掃チェックシートに限り、環境課メールアドレス (khozen@city.seto.lg.jp) もしくは、FAX番号 (0561-88-2664) にて提出可です。

4 届出の例について

作業の場所：瀬戸市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 用途地域：工業地域

作業の種類：①ブルドーザー（40KW以上）を使用する作業（法対象）

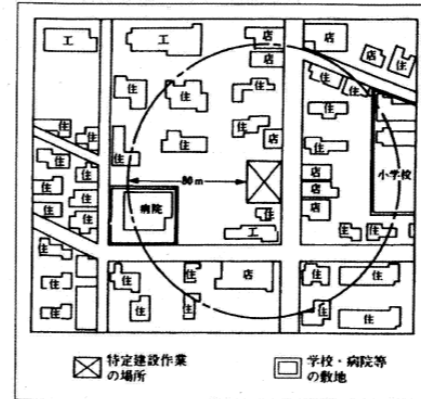
②コンクリートミキサー車によるコンクリート搬入作業（条例対象）

→①については法律に基づく届出、②については条例に基づく届出を提出する。

5 添付資料について

○作業場所付近の見取り図の例

*見取り図は作業場所付近の周辺80mを含む範囲のものとし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等があればその位置を示すこと。



○石綿（アスベスト）に関するチェックシート

*解体作業を行う場合、添付資料としてご提出ください。

また建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書を提出している場合、同届出の別表1から3までのいずれか1枚の写しに代えることも可能です。

本チェックシートは市ホームページにて入手できます。

○作業工程表の例

*工事全体と特定建設作業ごとの工程を示すこと。

工事名称	2018年4月																				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			
養生設置作業	■	■	■	■	■																
屋根葺き材撤去	■	■	■	■	■																
内装材撤去	■	■	■	■	■																
建屋解体						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
外溝撤去																					
土間・基礎撤去																					
整地・清掃																					
予備日																					

年月日	2018年4月																				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			
3 さく岩機を使用する作業																					
6 バックホウを使用する作業																					
9 ブルドーザー、バックホウ等を使用する作業																					
4 プレーカーを使用する作業（手持ち式を除く）																					

発行：瀬戸市環境課 0561-88-2670、2671